

令和3年12月3日

厚生保健委員会

健康福祉部福祉総務課

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金に係る予算流用について

1 概要

国が定めた新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領に基づき、一定の要件を満たす困窮世帯に対して自立支援金を支給しているところだが、支給対象世帯数が増加したため、予算の一部を流用し、支払処理を進めるもの。

2 背景

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対する支援策として、国は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金制度を創設した。
- ・本市では、令和3年7月1日から申請受付を開始しているが、令和3年8月末までとされていた申請期限が11月末へと延長されたことに伴い、支給対象世帯数が増加することとなった。
- ・それにより、扶助費及び郵便料の不足が見込まれることから、11月議会での追加を予定しているところであるが、議決予定日前に予算の不足が見込まれることから、流用戻しを前提とした流用により対応するものである。
- ・財源は「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」で、補助率は10/10（全額国庫負担）。

3 流用額 5,355 千円

【流用先】

款3 民生費 項1 社会福祉費 目1 社会福祉総務費 (単位：千円)

事業	内容	金額
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	郵便料	30
	扶助費	5,325

【流用元】

款3 民生費 項1 社会福祉費 目1 社会福祉総務費 (単位：千円)

事業	内容	金額
中国残留邦人等支援事業	扶助費	△5,355

4 流用後の対応

11月補正予算議決後、同額を流用戻しする予定。